

子ども・子育て支援事業支援計画のポイント

1 幼児期の学校教育・保育の量の見込みとその確保方策について

○教育・保育の提供区域

- ・量の見込みと確保方策を定める単位である教育・保育の提供区域については、市町を1つの単位として設定。

○量の見込みと確保方策

- ・市町が、子育て家庭へのニーズ調査に基づく潜在ニーズにも対応する供給体制を整備するため策定した計画の数値を集計。

《県・計》

(単位：人)

区分	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度			
	教育	保育			教育	保育			教育	保育			教育	保育			教育	保育		
		3-5歳	0歳	1-2歳		3-5歳	0歳	1-2歳		3-5歳	0歳	1-2歳		3-5歳	0歳	1-2歳		3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	16,457	16,564	2,598	9,082	16,127	16,311	2,604	9,040	15,767	16,172	2,586	8,866	15,500	15,906	2,542	8,641	15,205	15,690	2,491	8,428
②確保方策	20,790	16,752	2,221	8,298	20,544	16,822	2,328	8,505	20,051	17,064	2,639	8,966	19,883	17,295	2,743	9,088	19,799	17,351	2,775	9,123
②-①	4,333	188	△ 377	△ 784	4,417	511	△ 276	△ 535	4,284	892	53	100	4,383	1,389	201	447	4,594	1,661	284	695

※「教育」欄：1号区分及び2号区分（教育ニーズ）の合計

※「保育／3-5歳」欄：2号区分（保育ニーズ）の数値

2 地域子ども・子育て支援事業の目標数値について

〔市町が確保方策の内容として見込む数値を集計〕

事業名	現状 (H25)	目標 (H31)	増加数
利用者支援事業 (実施市町数)	—	19 市町	19
地域子育て支援拠点 (実施施設数)	142 カ所	150 カ所	8
保育所等での一時預かり (実施施設数)	267 カ所	291 カ所	24
幼稚園での一時預かり (実施施設数)	133 カ所	147 カ所	14
延長保育 (実施施設数)	224 カ所	246 カ所	22
病児保育 (実施施設数)	21 カ所	35 カ所	14
子育て短期支援事業〔ショートステイ〕 (実施施設数)	11 カ所	11 カ所	—
子育て短期支援事業〔トワイライトステイ〕 (実施施設数)	11 カ所	11 カ所	—
ファミリー・サポート・センター (設置市町数)	13 市	13 市	—
放課後児童健全育成事業 (実施施設数)	336 カ所	408 カ所	72
(受入児童数)	11,345 人	15,551 人	4,206

3 認定こども園の目標設置数について

県計画において、教育保育提供区域ごとに認定こども園の目標設置数を定めるところとされている。

(1) 市町の意向

- ・市町において、施設の認定こども園への移行希望を踏まえ、教育・保育の供給体制の確保に必要と見込む数として、県全体で62カ所の設置を見込んでいる。

(2) 対応

○基本的な考え方

- ①市町において、施設の移行希望も踏まえて確保方策を設定されていることから、原則、市町が確保方策の内容として見込む数値を県の目標設置数とする。
- ②施設の移行希望がなく、現時点で確保方策でも認定こども園を見込んでいない市町があるが、保育所しかない市町は、住民の幼児期の学校教育に対するニーズに応えることができないことから、1カ所の目標設置数を設定する。

○市町ごとの目標設置数等

(単位:カ所)

市町名	現在の施設数(A)	今後の設置見込み		計(A+B)	県目標設置数の考え方
		市町の意向	県目標設置数(B)		
下関市	0	28	28	28	市町計画どおり
宇部市	1	1	1	2	〃
山口市	0	7	7	7	〃
萩市	1	1	1	2	〃
防府市	4	4	4	8	〃
下松市	0	3	3	3	〃
岩国市	6	1	1	7	〃
光市	0	3	3	3	〃
長門市	0	2	2	2	〃
柳井市	0	2	2	2	〃
美祢市	1	1	1	2	〃
周南市	0	4	4	4	〃
山陽小野田市	0	1	1	1	〃
周防大島町	0	0	1	1	<u>保育所のための</u>
和木町	0	1	1	1	市町計画どおり
上関町	0	0	1	1	<u>保育所のための</u>
田布施町	0	2	2	2	市町計画どおり
平生町	0	1	1	1	〃
阿武町	0	0	1	1	<u>保育所のための</u>
計	13	62	65	78	

4 認定こども園に係る「都道府県計画で定める数」について

(1) 「都道府県計画で定める数」(子ども・子育て支援法に基づく基本指針)

○施設の認可に係る需給調整の考え方(原則)

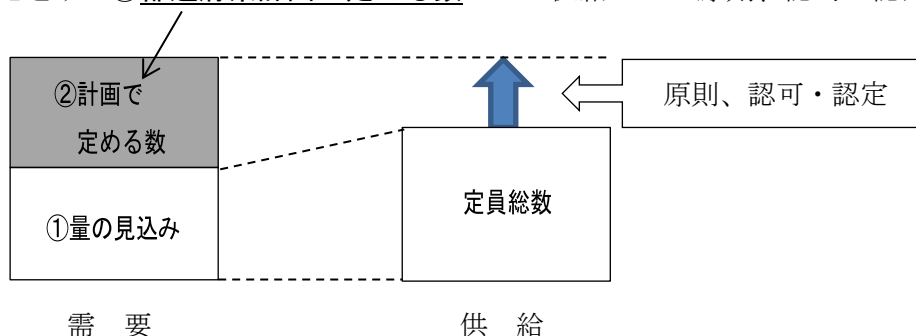
認可・認定申請があった場合、当該区域において、

- ・需要 > 供給 ⇒ 原則、認可・認定
- ・需要 < 供給 ⇒ 認可・認定しないことができる

○認定こども園に係る需給調整の特例

- ・幼稚園や保育所が認定こども園に移行しようとする場合、区域内の施設の定員の総数が、「量の見込み」に「都道府県計画で定める数」を加えた数に達するまでは認可・認定を行う。

①量の見込み+②都道府県計画で定める数 > 供給 ⇒ 原則、認可・認定



(2) 対応

○基本的な考え方

- ①市町において、施設の意向も踏まえ、既存施設から移行が必要な認定こども園については、確保方策の内容に見込んでいることから、市町が認定こども園への移行を見込むものについては、原則、認可・認定することとする。
- ②市町が確保方策に認定こども園を見込んでいないが、県が目標設置数を設定した市町については、需給バランスも考慮しながら、移行に最低限必要と考えられる数を設定する。

○「都道府県計画で定める数」を設定する市町

市町名	計画で定める数 (保育所からの移行分として1号区分に設定)	数の設定の考え方
周防大島町	20人	・住民の幼児期の学校教育に対するニーズに対応する必要があるため、市町計画の教育に係る量の見込みに相当する人数を設定
上関町	5人	
阿武町	5人	